

※太枠の中をご記入ください。 ※裏面の注意事項等を必ずご確認ください。

本人確認	① 免許証、運転経歴証明書、パスポート、在留カード、特永証、個人番号カード、身障手帳、納税通知書、保険証、年金手帳、補助者証、（ ）	同世帯
	② 通帳、キャッシュカード、クレジットカード、診察券、（ ）	別世帯

件数	所得	資産	納税	手数料	交付年月日		
	件	件	件	円	交付	作成	交付
交付番号				免 除			

＜職員が記入を求めた場合のみ、ご記入ください。＞

本人確認調査票

	氏名	生年月日	勤務先
申請者本人			
申請者以外の世帯員			

●申請時に必要なもの（原則）

個人の場合	納税義務者等、本人が取りに来られる場合	・本人であることが確認できるもの
	代理人が取りに来られる場合	・取りに来られる人の本人であることが確認できるもの ・納税義務者等、本人の印を押した委任状（同意書）
法人の場合		・取りに来られる人の本人であることが確認できるもの ・法人の代表者印または会社名が確認できる会社印、もしくはこれらの印を押した委任状（同意書）

※場合によっては、上記以外に必要なものもございますので、詳しくは税制課までお問い合わせください。

●本人であることが確認できるもの

1つでよいもの	運転免許証、パスポート、在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書、個人番号カード、住民基本台帳カード（写真付）、障害者手帳、健康保険被保険者証、医療受給者証、年金手帳、納税通知書など
2つ必要なもの	預貯金通帳、キャッシュカード、クレジットカード、診察券、図書館利用者カード、住民基本台帳カード（写真なし）など

※押印、拇印、住民票の写し、暮らしき市民カード（印鑑登録証）などでは、本人であることが確認できるものとしては認められません。

●市県民税（所得・課税）証明書について

1月1日から12月31日までの収入金額・所得金額と、それに係る翌年度の市県民税額などを証明します。毎年1月1日が賦課期日となり、令和7年度（令和6年1月から令和6年12月分）の証明書であれば、令和7年1月1日に倉敷市に住民登録がある方が、倉敷市で取得することができます。（または、住民登録がない方でも、実際に居住されており、令和7年度市県民税が倉敷市で課税されている方は、取得することができます。）

※窓口に来られた方が住民票上同一世帯の方の証明書を取られる場合は、同意書は必要ありません。ただし、同一世帯ではない場合は、住所が同じでも同意書が必要です。

※収入状況の申告がない方は、申告をお願いする場合があります。

●固定資産税（評価・課税）証明書の請求について

1月1日（賦課期日）現在の土地・家屋・償却資産の評価額・課税標準額・固定資産税額などを納税義務者ごとに証明します。令和7年度の証明書であれば、令和7年1月1日現在の内容を証明します。そのため、令和7年1月1日以降の所有権移転や分筆などの変更は記載されません。

★相続手続などで亡くなられた方の固定資産税（評価・課税）証明書が必要なとき

相続人になられる方からの請求になります。相続権を有することの確認が必要ですので、被相続人と相続人の関係のわかる戸籍謄本（配偶者、子どもなど）を原則提示していただきます。兄弟にあたる方の相続や遺言状による相続などの場合は、そのほかに必要な書類がございますので、税制課までお問い合わせください。

※亡くなられた方が、倉敷市に住民票が無かった場合、亡くなられたことが確認できる戸籍（除籍）謄本などが必要なことがあります。

★賦課期日後に取得した固定資産税（評価・課税）証明書が必要なとき

新たに取得された方から請求できます。取得されたことがわかる、登記事項証明書や売渡証書、贈与証書などを提示していただきます。

また、証明書の納税義務者や内容は、1月1日時点のものとなります。新たに取得された方の名前では発行されませんのでご了承ください。

★その他不明な点がございましたら、税制課までお問い合わせください。

●納税証明書の請求について

納付すべき税額、納付済税額、未納税額などを、納税義務者ごとに証明します。収入額は記載されていません。税目（市県民税・固定資産税・法人市県民税など）や年度は指定することができますが、指定されていない税目・年度で、納付期限が到来している市税で納付されていない市税（分納されているものも含む）が有る場合は、未納として証明書に記載されます。

※市税を納付されたのち、2週間以内に納税証明書を取得される場合は、お手数ですが領収書をお持ちください。金融機関で納付されてから、納付済データが送られてくるまでに概ね2週間程度かかります。

納付されていても、納付済データが届いていない間は、金融機関に確認がとれないため、完納である証明書が発行できません。そのため、領収書をお持ちいただき、納付を確認させていただいた上で、証明書を発行します。誠にご迷惑をお掛けいたしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

●証明手数料

証明書の種類	手数料
市県民税（所得・課税）証明書	1年度ごと1件につき300円
固定資産税（評価・課税）証明書	
納税証明書	1年度1納税義務者ごと1件につき300円

●証明交付窓口

- ・本庁税制課（2階4番窓口）
- ・児島税務事務所（児島支所1階）
- ・玉島税務事務所（玉島支所2階）
- ・水島税務事務所（水島支所1階）
- ・真備支所市民課市民税務係（真備支所1階）
- ・船穂支所市民税務係（船穂支所1階）
- ・庄支所市民係（庄支所1階）
- ・茶屋町支所市民係（茶屋町支所1階）

※このほか、倉敷駅前連絡所や各サービスコーナーでも一部の証明書が取得できます。

詳しくは、税制課までお問い合わせください。

●問い合わせ先

倉敷市役所 税務部税制課

☎：086-426-3175

fax：086-427-5160